

議案第 29 号

市川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

市川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 4 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

市川市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 24 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 裁判所法（昭和 22 年法律第 59 号）第 14 条に規定する司法研修所（司法修習生に関する規則（昭和 23 年最高裁判所規則第 15 号）第 5 条第 1 項の実務修習を行う施設を含む。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

職員の資質の向上に資するため、自己啓発等休業に係る教育施設に司法研修所を加える必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。